2．届け出る個人情報保護指針に係る事項

（1）新規又は変更の別（いずれかの□に印を付けること。）

□ 新規　　□ 変更

（2）個人情報保護指針を（作成・変更）した日

年　　月　　日

（3）個人情報保護指針の施行日（予定を含む）

年　　月　　日

（4）匿名加工情報に関する事項の有無（いずれかの□に印を付けること。）

□ 有　　□ 無

（5）変更した場合の変更内容及び変更の理由

（6）消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見聴取の有無（いずれかの□に印を付けること。）

□ 有　　□ 無

（7）意見聴取の方法及び経過の概要（（6）で「有」を選択した場合）

3．個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表に関する希望（いずれかの□に印を付けること。）

□ 希望なし

□ 次の理由により、【　　年　　月　　日】以後の公表を希望

（理由：　　）

4．添付書類（□内に、印を付けること）

□ 個人情報保護指針（必須）

□ その他（　　）

記載要領

1．最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。

2．数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

3．「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第5項に規定する「個人番号」を記載しないこと。

4．法人番号を記載した場合は、団体の住所欄の記載を省略することができる。ただし、法人番号公表サイトにおいて公表されている所在地と異なるときは記載すること。

5．届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。

6．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

# 告　　示

## ○九州地方整備局告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十月五日　　九州地方整備局長　小平田浩司

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　本渡都市計画道路事業一・六・一号本渡港瀬戸線及び三・五・十一号本渡港線

三　事業施行期間　自平成二十八年十月五日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　熊本県天草市港町、東町、瀬戸町、志柿町字郷内、字西大迫及び字東大迫地内

使用の部分　熊本県天草市港町地先海面、東町地先海面、瀬戸町地先海面及び志柿町字東大迫地先海面

## ○九州地方整備局告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月五日　　九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|---|
| 一般国道 | 三号 | 阿久根市大川字山畑一一八〇八一四番三から同市大川字潟ノ口一一八〇八番一まで | 九州地方整備局及び鹿児島国道事務所 |

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設ける やむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十月六日